

スマート農業機械等導入支援事業費補助金の配分基準について

スマート農業機械等導入支援事業交付等要綱第4条第2項の配分基準について、別表1のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

別表1

メニュー	基準及びポイント
3年間の経営・受託面積の拡大	・3ヘクタール未満 1ポイント ・3～5ヘクタール未満 2ポイント ・5～10ヘクタール未満 3ポイント ・10ヘクタール以上 5ポイント (売上の過半が園芸品目の場合) ・0.3ヘクタール未満 1ポイント ・0.3～0.5ヘクタール未満 2ポイント ・0.5～1ヘクタール未満 3ポイント ・1ヘクタール以上 5ポイント
経営の高度化、GAPの認証	・法人化している 1ポイント ・GLOBALG. A. P. 又はAS I AGAPの認証を取得している 2ポイント ・JGAPの認証を取得している 1ポイント ※いずれか1つ ・どちらもでない 0ポイント
富山 RTK サービスの利用状況	・利用していないが富山 RTK サービスに関する研修会に参加している 3ポイント ・利用していないが富山 RTK サービスに関する研修会に参加する予定である 1ポイント ・利用していないが研修会に参加しない 配分しない ・利用しているが追加でIDを取得する 1ポイント ・利用しており追加でIDを取得しない 配分しない
女性の経営参画	・女性農業者が代表者、もしくは役員がいる 2ポイント ・女性常時従事者がいる 1ポイント ・どちらもでない 0ポイント
農業機械士	・経営者や従業員等が、富山県農業機械士の認定を受けている 2ポイント ・受けていない 0ポイント
導入機械	・ロボット農機、自動操舵システム(RTKアップグレード含む) 3ポイント ・上記以外の農業用機械(ドローン等) 1ポイント

ポイントの合計が大きいものから順に配分するものとする。ただし、3ポイント未満の場合は配分しない。過去にポイントを取得したメニューについては、追加の取組みがあった場合にポイントを加算する。算出したポイントが同一の場合には、事業費が小さい事業実施予定者に優先して配分するものとする。